

「マイナポイント」を活用した 消費活性化策について



令和元年9月30日

地域力創造グループ
マイナポイント施策推進室

「消費税率引上げに伴う対応」の予算・税制措置等

経済財政諮問会議（第17回）
茂木議員提出資料（平成30年12月20日）

	措置の種類	平成31年度 予算額(国費) ^(注1)	減税見込額 (平年度) ^(注1)
1. 幼児教育無償化の10月1日実施、年金生活者支援給付金の支給等	予算(恒久措置)	7,157億円 ^(注2)	—
2. 軽減税率制度の実施	税制(恒久措置)	—	1.1兆円程度 ^(注3)
3. 低所得者・子育て世帯(0～2歳児)向けプレミアム付商品券 ^(注4) ・2019年10月から2020年3月までの間に使用できるプレミアム付商品券を発行・販売(一人当たり2万5千円(5千円のプレミアム)、分割購入可)。額面は小口(例:500円)に設定	予算(臨時・特別の措置)	1,723億円	—
4. 耐久消費財(自動車・住宅)の購入者に対する税制・予算措置			
(1)自動車の購入者に対する税制措置			
○自動車税の引下げ ・消費税率引上げ後に購入した新車から自動車税を恒久的に減税(1,000円～4,500円/年)	税制(恒久措置)	—	1,320億円程度 ^(注5)
○環境性能割の臨時的軽減 ・自動車の取得時の負担感を緩和するため、1年に限り環境性能割の税率を1%分軽減	税制(時限措置)	—	500億円程度 ^(注6)
(2)住宅の購入者等に対する税制・予算措置			
○住宅ローン減税の対象期間の延長 ・減税対象期間を10年から3年間延長し、その期間で最大、建物購入価格の消費税2%分を減税(2019年10月1日～2020年12月31日)	税制(時限措置)	—	1,140億円程度
○すまい給付金・次世代住宅ポイント制度 ・住宅ローン減税の効果が限定的な所得層に対するすまい給付金は、対象となる所得階層を拡充(収入目安510万円以下→775万円以下)し、給付額も最大30万円から50万円に引上げ(2019年10月1日～2021年12月31日) ・一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事・介護負担の軽減に資する新築・リフォームに対し、様々な商品等と交換できるポイントを発行(2019年10月1日～2020年3月31日)	予算(臨時・特別の措置)	2,085億円	—
5. 消費税率の引上げに伴う柔軟な価格設定(ガイドライン)	その他	—	—
6. 中小・小規模事業者に関する消費者へのポイント還元支援 ・消費税率引上げ後9か月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗は5%、フランチャイズチェーン加盟店は2%を消費者に還元	予算(臨時・特別の措置)	2,798億円	—
7. マイナンバーカードを活用した消費活性化の準備経費 ・上記「ポイント還元」終了後、期限を区切って自治体ポイントに国の負担でプレミアムを付与(2019年度はシステム改修費等の準備経費を計上)	予算(臨時・特別の措置)	119億円	—
8. 商店街活性化 ・インバウンドや観光といった新たな需要の取り込みに向けた商店街におけるWi-Fi設備や地域資源を活用した取組等に対して支援	予算(臨時・特別の措置)	50億円	—
9. 防災・減災、国土強靱化 ・重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を2018年度から2020年度までの3年間で集中的に実施(事業規模おおむね7兆円程度、国費3兆円台半ば)	予算(臨時・特別の措置)	1兆3,475億円	—

(注1) 計数精査中 (注2) 満年度時は2.8兆円程度(公費ベース) (注3) 昨年度実施したたばこ税や所得税の見直しなどによる財源確保(0.6兆円程度) (注4) この他、未婚の児童扶養手当受給者に対し、2019年度において1.75万円を支給(30億円)
(注5) 別途、自動車関係の租特等の見直しによる財源確保(550億円程度) (注6) 自動車取得税が廃止され、環境性能割が導入されることに伴い、別途、消費税率の引上げの直前と比べ負担軽減(270億円程度)

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（抜粋）

令和元年6月4日
デジタル・ガバメント閣僚会議

Ⅱ マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1. 自治体ポイントの活用

(1) 制度設計等

マイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策について、自治体ポイント実施のためのマイキープラットフォーム等の改修、地方公共団体や利用店舗の参加促進による利用環境の整備、利用者への効果的な広報、マイナンバーカードの取得の平準化等の観点から、自治体ポイントの基本的な制度設計（ポイント利用のための準備・購入条件等、購入対象者、プレミアム率、ポイントの利用環境、ポイントの用途、有効期限等）について、検討を加速し、マイナンバーカードの早期申込みにつながるよう、結論を得次第、順次広報を行う。特にプレミアム率については、事業の国民への周知やマイナンバーカード取得の平準化の観点から重要な要素となることに留意しつつ、早期申込者へのプレミアム率の割増しも含めて検討する。

(2) 環境整備

マイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策が円滑に実施されるよう、本年末までに、マイキープラットフォーム運用協議会への全地方公共団体の参加を促すとともに、市区町村と都道府県の連携体制を整備する。

また、マイキーID設定の簡素化（「かんたん設定アプリ」の開発等）を進めるとともに、マイナンバーカード取得時におけるID設定の支援等をマイナンバーカードの取得促進と健康保険証利用とあわせて実施する。

これに併せ、国は、政府広報などを積極的に活用し、国民に対するテレビCMやウェブ動画、新聞広告などあらゆる媒体を通じた自治体ポイントについての広報や利用店舗の参加促進のための広報を、今夏から積極的に行う。また、総務省は、各業所管官庁と連携し、関係団体等に対して、本施策や積極的なマイナンバーカードの取得促進について周知を図る。

令和元年6月21日
閣議決定

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

(1) Society 5.0の実現

⑤ スマート公共サービス

(i) マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築

Society 5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に利活用する。

具体的には、厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポートなどに自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。

あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。

消費税率引き上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げるなど、対策の進捗を踏まえて、具体的なあり方について検討を行う。

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

1. 新経済・財政再生計画の着実な推進

(略) マイナンバーカードを活用した消費活性化策や健康づくり支援等の実効性が高まるよう、マイキープラットフォームの早期かつ広範な普及を進める。

「マイナポイント」を活用した消費活性化策について

令和元年9月3日
デジタル・ガバメント閣僚会議
配付資料

- 令和2年度において、骨太の方針等を踏まえ、消費税率引上げに伴う需要平準化策(臨時・特別の措置)として、「マイナポイント」を活用した消費活性化策を実施。
- マイナポイントによって、官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指す。

	対象者	令和元年度	令和2年度
		10月	
低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券	・住民税非課税者 ・学齢3歳未満の子(世帯主)	事業実施 (2019年10月～2020年3月末)	
中小・小規模事業者の店舗での消費者へのポイント還元等の支援策	・キャッシュレス決済手段を用いて支払いを行う消費者等	事業実施 (2019年10月～2020年6月末)	
マイナポイント※1を活用した消費活性化策	マイナンバーカードを取得し、マイキーID※2を設定した者 (要件の詳細は今後検討)	ポイント還元終了後 事業実施 (一定期間)	

※1 マイナポイント:マイキーIDにより管理するポイント

※2 マイキーID:本人からの申請により付与されるIDで、マイナンバーとは別のID。広く行政サービスや民間サービスで利用可能。

「マイナポイント」を活用した消費活性化策について（検討の方向性）

令和元年9月3日
デジタル・ガバメント閣僚会議
配付資料

- 一定金額を前払い等した者に対して、「マイナポイント」を国費で付与。

仕組みのイメージ

